第201号

# きゃっちぼーる

平成 20 年 3 月 10 日

## 《今あることに感謝をし、誠の心を持って行動する》

前田勝昭公認会計士事務所 名古屋市中区金山 1-15-10 三井生命t N8 F Tel 052 (332) 6086 Fax 052 (332) 6096

http://www.maeda-cpa.com/

## 前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第200回

ようやく季節も春めいてきましたが、景気は冬入りしようとしています。 3月5日の日経新聞にもそんな記事が載っていました。

中小企業の収益環境が一段と厳しくなっている。

大企業に比べて輸出増加の恩恵を受けにくい一方、原油などの原材料高で収益 を圧迫されているためだ。(前から申し上げておりますが・・・)

ただ経営者としては、こんな時こそ諦めてはいけません。

世の中、いい時もあれば悪い時もある、がんばっておれば必ずチャンス有とよくいいますね(最 近でも中国問題の影響を含めてそんな例がありました)。問題は、信念を持って正しいことを行え るかどうかでしょうか。

お客様のための仕事をできるかどうかですね。

### さて、そこでリーダーが心得るべきことを再度お話しします。

- 1. 公私の区別をはっきりさせること
- 2. 勇気を持って行動すること
- 3.「良薬口に苦し」を肝に銘じること(少しぐらい・・と思うと結局自分の身を滅ぼすこ とになります)
- 4. 継続すること (チャンスは回ってきます)
- 5. 最後に常に平静さを保つこと (激情に駆られると必ず失敗します

ですね。さあこれからです。皆様の力が発揮されるのは!!

## 前田の《今人生を語る》第106回



一 今回は少しユダヤ人の知恵をお話します —

ユダヤ人の子供たちは、幼いときから「学ぶことが人生の目的である」と教えられ、そのよう にしつけられる。

「もし本と服を汚したら、まず本から拭きなさい。学んだことを復習するのは覚えるためでは ない。何回も復習するうちに、新しい発見があるからだ。」

(昔の日本もこういったことを教えとしていましたが今は・・・?)

#### 預託金方式のゴルフ会員権に関する取り扱いについて

#### — 工藤 雅史

#### 1. 会社更生法を申し立てた場合の貸倒引当金計上の可否

税法では、個別評価金銭債権に係る債務者につき会社更生法の規定による更生手続開始の申立てが行われた場合 は、その個別評価金銭債権の額の50%相当額を個別評価による貸倒引当金に繰り入れることができることとされて います。

しかし、預託金方式のゴルフ場経営会社につき会社更生法の規定による更生手続開始の申立てが行われた場合は、 この規定は適用されません。

ゴルフ会員権についてこの規定が適用されるためには、ゴルフ会員権として処理していたものの全部又は一部が 金銭債権としての性格を有するものである必要がありますが、裁判所判例によれば、 預託金制ゴルフクラブの会 員権の法的性格は、会員のゴルフ場経営会社に対する契約上の地位であり、施設利用権、預託金返還請求権等を内 容とする債権的法律関係であるといわれています。

このうち、預託金返還請求権は、一定の据置期間経過後、退会を条件にゴルフ場経営会社に対して預託金の返還 を請求し得る金銭債権です。

預託金の拠出は、施設利用権を得るために必要不可欠なものとして拠出されるものですから、預託金返還請求権 は、施設利用権と一体不可分となってゴルフ会員権を構成する権利であって、施設利用権が顕在化している間は潜 在的・抽象的な権利にすぎません。

ゴルフ場経営会社につき会社更生法の規定による更生手続開始の申立てが行われた場合、更生手続は経営の継続 を前提としており、会員契約は通常その手続の中では解除されないことからすると、会社更生法の規定による更生 手続開始の申立てが行われた場合でも、退会しない限りゴルフ会員権は金銭債権としての性格を有しているとはい えませんので、会員権の帳簿価額の50%相当額を個別評価による貸倒引当金に繰り入れることはできません。

#### 2. 特別清算手続・破産手続開始の決定があった場合

原則として破産手続開始の決定があった時点で、ゴルフ会員権は実質的に金銭債権に転換すると考えられます。 破産手続は清算型の倒産処理手続であり、事業の廃止を前提としていることからすれば、破産手続開始の決定があ った時点でゴルフ会員権は実質的に金銭債権に転換すると解されます。

従って、50%相当額を個別評価による貸倒引当金に繰り入れることができます。

#### 3. 預託金が分割されるとともに預託金の一部が返還された場合の処理

返還された金銭は、当事者の契約内容の変更によって預託金の価額の一部が回収されたものと解されますので、 当該返還された金額は会員権の取得価額から減額することになります。つまり、損益には影響ありません。

なお、新たに付与された会員権の取扱いについては、会員権の帳簿価額から返還された金額を減額した残額を基 礎として帳簿価額の付替計算を行うこととなります。

#### 4. 民事再生法による再生計画の認可の決定が行われ、預託金の一部が切り捨てられる場合

会員契約を解除しなければゴルフ会員権が金銭債権と認められないのは、契約上「預託金は、据置期間経過後、 退会を条件に返還請求することができる」とされているからであって、契約自由の原則の下では、当事者の合意に より、契約継続中のある時点で預託金の一部を返還又は切り捨てるという契約に変更することは可能です。

すなわち、再建型の倒産手続などによって預託金の一部切捨てが行われた場合も、契約変更により、預託金返還 請求権の一部が金銭債権として顕在化した上で、その一部が切り捨てられたとみることができます。

以上から、このケースで預託金の一部が切り捨てられ、法律的に債権の一部が消滅した場合には、その切り捨て られた部分の金額については、原則として、切捨ての事実が生じた事業年度において貸倒損失として損金の額に算 入されます。

ただし、会員がゴルフ会員権を預託金の額面金額以下で取得している場合は、貸倒損失に計上できる金額は、帳 簿価額と切捨て後の預託金の金額との差額が限度となります。